

公益社団法人日本照明家協会

就業事故見舞金規程

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本照明家協会（以下「本会」という。）の正会員が、就業中に不慮の事故に遭い死亡した場合、重度の障害を負った場合又は治療のため入院若しくは通院をした場合における当該会員に対する見舞金支給に関する事項を定め、正会員等の援護及び職場環境の向上を図り、もって、照明家の資質と福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条（定義）

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 正会員 本会定款第6条第2項第1号に規定する会員をいう。
- ② 就業中の事故 舞台、スタジオ、仮設現場その他業務に必要な場所において、当該場所の責任者が認めた作業時間内（勤務時間を定める場合は勤務時間内。業務遂行のために器材等を運搬する目的で車両にて移動している間も含む。）に起こった不慮の事故のことをいう。
- ③ 重度の障害 就業中の事故により負った障害のうち後遺障害が残存する場合の障害をいう。

第3条（死亡見舞金）

正会員が、就業中の事故により死亡した場合、当該会員の法定相続人（法定相続人が複数あるときは、その代表者）は、死亡見舞金の支給を申請することができる。

- 2 前項の死亡見舞金の額は、10万円とする。
- 3 第1項の申請に際し、申請者は、所定の申請用紙に必要事項を記入の上で、医師の死亡診断書の写しを添付し、本部又は所属支部の事務局に提出するものとする。

第4条（重度障害見舞金）

正会員が、就業中の事故により重度の障害を負った場合、当該会員は、重度障害見舞金の支給を申請することができる。

- 2 前項の重度障害見舞金の額は、障害の程度により3万円から10万円の範囲内の額とする。

- 3 第1項の申請に際し、申請者は、所定の申請用紙に必要事項を記入の上で、医師の診断書の写しを添付し、本部又は所属支部の事務局に提出するものとする。

第5条（入院見舞金）

正会員が、就業中の事故により5日以上入院加療が必要となった場合、当該会員は、入院見舞金の支給を申請することができる。

- 2 前項の入院見舞金の額は、入院1日あたり2000円とする。ただし、支給期間は30日を限度する。
- 3 第1項の申請に際し、申請者は、所定の申請用紙に必要事項を記入の上で、入院日数を証明する資料の写しを添付し、本部又は所属支部の事務局に提出するものとする。

第6条（通院見舞金）

正会員が、就業中の事故により3日以上通院加療が必要となった場合、当該会員は、通院見舞金の支給を申請することができる。

- 2 前項の通院見舞金の額は、通院1日あたり1000円とする。ただし、支給期間は30日を限度する。
- 3 第1項の申請に際し、申請者は、所定の申請用紙に必要事項を記入の上で、通院日数を証明する資料の写しを添付し、本部又は所属支部の事務局に提出するものとする。

第7条（申請期間）

前4条にそれぞれ規定する見舞金支給の申請は、事故発生日より3か月以内に行わなければならない。ただし、3か月以内に行うことができない正当な理由がある場合はこの限りではない。

第8条（支給の重複）

第3条から第6条にそれぞれ規定する見舞金は、必要に応じて重複して支給することができる。ただし、同一事故についての支給の総額は、合計して10万円を超えることができない。

第9条（支給対象となる事故の範囲）

就業中の事故がわが国の国外で発生した場合又は地震や津波など自然災害を原因として発生した場合であっても、正会員（死亡の場合は法定相続人）は、被

害の程度に応じて、第3条から第6条にそれぞれ規定する見舞金の支給を申請することができる。ただし、会費未納がある正会員については、この限りではない。

第10条（申請後の事務）

第3条から第6条に規定する各申請を受けた本部事務局又は支部事務局は、これを速やかに本部事務局長に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた本部事務局長は、当該申請に係る見舞金支給の可否につき、本会の公益委員会に諮問する。

第11条（見舞金支給の可否の判断）

前条第2項の諮問を受けた公益委員会は、諮問に係る見舞金支給の可否につき速やかに協議し、見舞金の支給を相当と判断した場合は、その旨を執行理事会に報告するとともに本部事務局に対してその支給を実施するよう答申する。見舞金の支給を不相当と判断した場合は、その旨を執行理事会に報告するとともに本部事務局に答申する。

- 2 前項において、公益委員会が、見舞金支給の可否についてその判断を保留する場合は、その旨を執行理事会に報告し、執行理事会が見舞金支給の可否を判断する。

第12条（公益委員会の報告義務）

公益委員会は、毎年度末にこの規程の運用状況を理事会に報告しなければならない。

第13条（予算）

この規程における各見舞金の支払原資は、就業事故見舞金積立資産をもってこれに充てる。

- 2 前項の場合において、不測の事態により、就業事故見舞金積立資産をもって支払を賄えない場合は、理事会において協議するものとする。

第14条（収支の管理）

この規程における各見舞金の収支の管理は、本部事務局がこれを行う。

第15条（規程の変更）

この規程の改廃は、理事会の承認を必要とする。

(附則)

この規程は、平成 22 年 12 月 27 日よりこれを施行する。

改定 平成 25 年 5 月 21 日

改定 平成 26 年 9 月 17 日

改定 平成 28 年 9 月 14 日